

議 事 録

令和3年11月29日（月）午後1時30分から福井市役所本館8階第8AB会議室において11月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第56号議案	農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	原案どおり可決
第57号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	〃
第58号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第59号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第60号議案	現況証明について	〃
第61号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第62号議案	農地・非農地判断について	〃
第63号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第63号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第64号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第65号報告	農地法第3条第1項第13号の規定による届出の確認について
第66号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の取消の確認について
第67号報告	農地法施行規則第53条第14号の規定による転用の事業計画の確認について
第68号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第69号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について
第70号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第71号報告	非農地通知の発出について
第72号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

○出席委員 24名

1番	寺井	重治	
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	(参与)
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	(参与)
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
16番	鈴木	謹一	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	(参与)
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

農政企画課

副主幹 南部 奈 沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局長 南 京 良 幸

局次長 南 寿 佳

課長補佐 東 野 尚 樹

主 幹 松 本 光 司

副主幹 三 木 真 人

副主幹 岸 美 帆

主 査 小 林 恵 美

主 査 岡 本 恵 利 佳

主 事 前 田 大 貴

開 会 午後 1 時 3 0 分

(武澤会長挨拶)

議 長
(6 番
武澤会長)

それでは、ただ今から 1 1 月の定例会を開催いたします。
全員出席でございます。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 1 8 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 1 6 番鈴木委員、1 7 番豊岡委員、ご両名よろしくお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
第 5 6 号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 5 6 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 5 6 号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 5 7 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 5 7 号議案農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画 説明)

農政企画課

(第 5 7 号議案農用地利用配分計画（案） 説明)

議 長

ただ今の説明に対する質疑に入る前に、西堀地区の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限に該当しますので、委員番号 3 番伊

藤義明委員には、審議終了まで退席をお願いします。

(伊藤義明委員 退席)

議長 それでは、第57号議案中、西堀地区の案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第57号議案中、西堀地区の案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
伊藤義明委員に入場をお願いします。

(伊藤義明委員 入場)

議長 伊藤義明委員に報告します。第57号議案中、西堀地区の案件につきましては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、第57号議案中、西堀地区を除いた案件について、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第57号議案中、西堀地区を除いた案件に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがって、第57号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、農用地利用配分計画(案)に対しては異議なしと意見決定いたしました。

続きまして、第58号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第58号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第58号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第59号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第59号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました野路委員から報告をお願いします。

18番
野路委員

第59号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、11月18日木曜日、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員3名と事務局3名の計8名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など、妥当でありました。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第59号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第59号議案中、1番、3番の案件については、福井県農業会議より許可

相当とする意見答申がなされること、及び、1番、2番の案件については開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第60号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第60号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました野路委員から報告をお願いします。

18番

第60号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

野路委員

調査日は11月18日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員8名、事務局3名の合計13名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われまます。

以上でございます。

議長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

13番

池田委員

4番の案件ですが、川西中学校の案件ですが、20年以上経って、何故こういう事態が存在するのでしょうか。川西中学校は公立ですので、地権者が川西中学校に学校用地として貸しておられるような状態で、相手方が行政でありながら、地目変更がされずに、今回、何故現況証明願の申請をすることになったのでしょうか。

事務局

こちらは所有権移転を目的として提出された現況証明願ですが、別の地区の方が(地元の方へ渡すため)提出がありました。

20年以上経ち、申請された件について、当時、学校への農地転用に関しては許可不要であったため(地目変更がされず)、現在は、許可が必要となっている状況であり、地権者が申請されました。

事務局

補足いたします。公共用地には学校だけでなく、河川、道路などがあり、その管理者が地目変更をするルールがございます。しかし、学校や公園等あまりに多量に有り過ぎて、なかなか事務手続きが追いついていないという話を管理者から聞いております。

13番

池田委員

現在はありえないのですが、学校用地として借り上げる段階で、我々農業員会の立場からしますと、行政はそのへんの手続きをきちんとしないといけないのではないのでしょうか。

要するに、農地のところを、農地でない利用をするために借り上げるので、条件

として、土地所有者に対しても地目変更を求めて、行政が土地を借り上げるべきではないのでしょうか。行政が建物を建てたり駐車場作ったりする場合に、地目が変更されていると知っているだけで、相手が知らなければ、また20年後に同じようなことが生じることに矛盾を感じたのでお聞きしました。

(現況証明の基準で、地目変更のために) 20年経過しか当てはまりそうにないなら入口の段階で、地目変更をしないと借り上げないという形を、農業委員会としても迫る必要があるのではないのでしょうかという意味でご質問をしました。

21番
廣部委員

今回の地目変更の件は、明らかに道路や河川の中にもあるので、農業委員の意見として、こういった件に対して行政のほうに会長から提案するというのはいかがでしょう。

議長

公共用地の場合は、取得者が法務局に対し地目変更をしない限り所有権移転した後、地目は農地のままであり、福井市の農地面積の中にも、そういう農地の面積も含まれております。また、(農振農用地から) 除外するのに時間がかかるのが現状です。

令和4年に農業委員会の執行部と市長が語る会を開催したいと思っております。そのなかで、市長へは学校や市道に影響したもの、また市長から県へお願いして欲しいと要望いたします。

13番
池田委員

例えば、小学校を建てる際に、福井市は地目変更のために、借り上げ費用のなかに登記費用を含めれば良いと思います。それでも地目変更手続きが進まないなら、登記変更手続きの代行を市が行えないのでしょうか。

議長

森田中学校が新たに移転される土地が農地ですので、そのとき農業委員会へ農振除外の意見を求めてきますので、教育委員会なり、市長あてへ農地以外の地目に必ず変更してくださいと申し送りをいたしたいと思っております。この件に関してはよろしいでしょうか。

事務局

補足させていただきます。借地しているときの条件で、現況に戻すという内容ですと、道路や河川は半永久的な利用ですが、学校はそういった条件で借りていた場合、行政が地目を勝手に変えることができませんので、扱いが難しいと事務局も考えております。

森田中学校の案件ですが、農振除外として挙げられるのと、農地面積が大きいため、農業委員会に事前に協議することになります。その協議の結果、農業委員会として登記の地目を変えるよう回答することを改めて議論させて頂きたいと思えます。その旨でご了承いただきたいと思えます。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第60号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第61号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第61号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

22番
山本会長職務代理者

第61号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
調査日は11月18日、私と野路委員、地区担当委員2名、事務局3名の合計7名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今事務局から説明のありましたとおりです。
また、現況及び周辺農地への影響から判断し、議案番号2番の案件について、照会に対して、原状回復命令を行わないと回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第61号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第62号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第62号議案 説明)

議 長 今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

2 2 番 第 6 2 号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。
山本会長職務代理者 調査日は 1 1 月 1 8 日、私と野路委員、地区担当委員である斎藤藤伸委員、事務局 3 名の合計 6 名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれもスギなどの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われまます。
以上でございます。

議 長 ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

6 番 所有権移転ということで、取得するのは産業廃棄物処理業者でしょうか。
武澤会長

事務局 違います。地元の方が取得します。

6 番 (地区によって非農地判断は) 後から火種を残さないようにしてほしいと思いま
武澤会長 す。地元の方ですね。分かりました。

議 長 何かございませんか。

(特に声なし)

議 長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 6 2 号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第 6 3 号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (第 6 3 号議案 説明)

議 長 ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第63号議案を、原案どおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第63号報告 ないし 第72号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第63号報告ないし第72号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

事務局からは以上でございます。

本日の審議内容の総括を、山本会長職務代理人よりお願いします。

22番
山本会長職
務代理人

本日の定例会は第56号議案から第63号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第63号報告から第72号報告まで全て確認をさせていただきます。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。

議 長

これをもちまして、11月の定例会を閉会いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後2時50分